

答 申

諮問第32号

第1 審査会の結論

和歌山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となっている「補充書を受け取った高校名、出した中学校名 推薦入試、一般入試、追試、二次入試別に。ただし同和関係のみ。」（以下「本件公文書」という。）について、不存在を理由とした本件非開示決定を取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成14年11月6日、「補充書を出すことを指示した文書（H13.14度分）、補充書を受けとった高校名、出した中学校名 推せん入試、一般入試、追試、二次入試別に ただし同和関係のみ」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求のうち「補充書を出すことを指示した文書（H13.14度分）」の部分については「平成13年度和歌山県立高等学校入学者選抜の判定に係る口頭説明事項」及び「平成14年度和歌山県立高等学校入学者選抜の判定に係る口頭説明事項」を特定し、全部を開示する全部開示決定を行い、それ以外の部分については、対象公文書を保有していないことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、ともに平成14年11月21日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成14年12月9日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を

求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 中学校から高等学校及び県教育委員会に提出された補充書には個人情報が含まれていることから、これを開示請求の対象とはせず、補充書の提出を受けて県教育委員会でまとめたものを開示請求した。
- (2) 開示請求の時点では、補充書を集計した資料が県教育委員会にどのような形で存在しているのか不明であったため、数字を集計するために県教育委員会が作成した資料を開示してほしいという趣旨であった。
- (3) 異議申立人が示す資料(「補充書提出状況(H10～H14)」)には、提出中学校数、提出人数及びその内訳数並びに受付高校数及びその内訳数が記載されているが、これらは、補充書についての表を作成しなければ集計できない数字であり、個々の数字をカウントしないで当該資料の数字をどのように算出したのか明確な説明がない。集計表は存在しているか、あるいは存在していたが削除されたと考えるのが合理的であり、非開示決定通知書の「作成又は取得していない」という理由は納得できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、個々の補充書については内容を確認指導するために収集しているものであり、全体の状況を把握するため各年度ごとに「和歌山県立高等学校入学者選抜における補充書提出状況」(以下「補充書提出状況」という。)を作成しているが、請求のような詳細な情報を集計したものは事務を行う上で特に必要のないものであり、作成及び保有していないことから、該当する公文書は存在しない、との決定を行った。
- (2) 請求対象公文書の特定に際しては、請求書には「同和関係のみ」と記

載されていたことから、対象公文書は「同和関係だけを集計したもの」と判断した。また、請求時に異議申立人から「一覧にしたもの」との指定があったので、対象公文書を「一覧にしたもの」として判断した。

第5 審査会の判断

1 異議申立人が開示を求めた公文書は、開示請求書によると「補充書を出すことを指示した文書（平成13年度、平成14年度分）」と「補充書を受け取った高校名、出した中学校名《を》推薦入試、一般入試、追試、二次入試別に《一覧表にしたもの》。ただし同和関係のみ」である。上記のうち二重括弧の部分は、開示請求書には記載されていない。そして前者は、既に開示され、後者が本件非開示となった公文書である。

2 実施機関によれば、本件異議申立てにかかる開示請求に先立ち、県議会における「補充書」について質疑が行われた件についての新聞報道の中で、提出中学校数、提出人数が明らかにされたとのことである。これは、実施機関が作成保有する過去5年間の補充書提出状況から作成し、提供した資料「補充書提出状況（H10～H14）」に基づくものであると考えられるが、その中では、「提出中学校数」、「提出人数」、「受付け高校数」（全日制と定時制別）が、説明事項を「同和・家庭事情・障害等」と「農業自営希望者」に区分（内訳）されて集計記載されている。ところで異議申立人は、これらの数字を算出するためには、補充書を提出した各中学校名、補充書を受領した高校ごとの補充書数等を総合集計した一覧表が別に作成されて、当該実施機関の組織共用文書として保有されている文書が存在していると考えられると主張している。

異議申立人は、補充書提出状況の基礎となった、このような中学校名や提出人数、受付高等学校数が総合集計された一覧表のような公文書の提出を求めるといっているのである。

3 ところで、上記1記載の開示請求によって開示を求める公文書は、補充書を中学校ごとに集計した一覧表様式のものとして理解されるが、

(1) 「一覧表」の解釈について

各中学校が、補充書を志望する各高等学校ごとに集計し、作成した一覧表

各中学校から各高等学校に提出したものを、各高等学校が自校分全部を取りまとめた集計一覧表、あるいは各中学校から送られてきた各中学校ごとの一覧表

実施機関が各高等学校または中学校から提出された上記一覧表で、実施機関が組織共用文書として保有するもの

のいずれかを指す趣旨か、それとも、

上記一覧表を取りまとめ、実施機関において集計・作成し、組織共用文書として保有するもののみ

を指す趣旨か、不明であり、

また、

(2) 「同和関係」の解釈について

開示請求書に「ただし同和関係のみ」とある趣旨は、説明事項として「同和関係」のもののみが集計・作成されている一覧表という趣旨か、あるいは、

その一覧表に「農業自営」、「その他」の説明事項の記載のある文書（一覧表）でも良いが、請求者が閲覧を求める部分は同和関係のみという趣旨であるのかも不明である。

4 実施機関は、開示を求める公文書を、前項の(1)の に掲げる実施機関において一覧表に取りまとめ集計・作成し、組織共用文書として保有するものと解するとともに、同(2)の に掲げる同和関係のもののみが集計作成されている一覧表をさすものと解し、対象公文書をこのように特定した上、そのような公文書は存在しないとして非開示決定を行ったのである。

5 ところで、異議申立人が開示を求めるような一覧表は、補充書提出状況の数字を算出する作業過程において、通常把握されるものと考えられるものの、異議申立人が指摘するような総合集計した詳細な一覧表は、実施機

関として作成を義務づけられたものではなく、実際上も、補充書や補充書提出状況は、詳細な一覧表の作成を必要とする程利用されておらず、詳細な一覧表は事務を行う上で特に必要のないものであり、作成及び保有していないという実施機関の主張は、不自然、不合理なものでなく、是認することができる。また、そのような総合集計した一覧表を作成しなければ補充書提出状況が作成把握できないともいい得ない。従って実施機関が異議申立人のような一覧表を作成していないという主張に、合理的な疑義をさしはさむ特段の事情も認められない。事実、異議申立人の主張するような一覧表は、当審査会の事務局である総務学事課職員をして、県立学校課につき確認させた結果の報告によっても、このような公文書の存在は認められなかったし、また実施機関の回答によれば、職員の個人メモとしても作成された事情は認められなかった。

- 6 しかしながら、当審査会事務局である総務学事課職員をして、県立学校課に対し、関係公文書の保有状況等を確認させたところ、同課の公文書綴りには、平成13年度、平成14年度において、県立高等学校長から提出された「和歌山県立高等学校入学者選抜の判定基準に関する副申書及び口頭説明事項の調査」に対する回答文書が年度ごとに各一冊のファイルに綴られ、これに、その調査結果を集計した補充書提出状況が同ファイルに添付されていることが確認された。

そしてこれらの回答文書の内容は、各県立高等学校ごとに、補充書を提出した各中学校名、口頭説明事項の区分（「同和地区」、「父子・母子・両親のいない家庭」、「農業自営」、「その他」）が推薦入試、一般入試等の別に従い、合格、不合格の結果とともに、一覧することのできる調査表となっている（もとより、個人名は記載されていない）。

- 7 そして、上記回答文書は、実施機関が集計・作成したものではないが、実施機関が作成した補充書提出状況が添付されたファイルにつづられ、現実にその計算基礎となったか否かはひとまず置くとしても、補充書提出状況記載の「提出中学校数」、「提出人数」、「受付高校数」等と符合するも

のであることは勿論、異議申立人の本件公文書開示請求により情報開示を求める「補充書を受け取った高校名」、「提出した中学校名」を推薦入試、一般入試等の別に一覧表にしたもので、上記のように「同和地区」等同和関係の分をも含むものであることは明らかである。

- 8 一般に、開示請求者は、開示請求の時点では、異議申立人が、当審査会の意見陳述の際に述べているように、自分の知りたい情報、本件でいえば補充書等の情報を集計した資料が、実施機関にどのような形で保有されているのか不明な場合が多い。本件の場合も異議申立人は、当審査会の事情聴取において、如何なる書類が如何なる形態で作成、保有されているか知らないで、実施機関が作成保有している一覧表のようなものがあるものと考え、その開示を求めたのであって、上記回答文書のような資料があれば、このような資料でも開示してほしいという趣旨であったし、対象公文書として「同和関係のみ」というのも、農業自営関係が含まれた文書であっても、その点については、閲覧の必要がないという趣旨であったというのである。

また本件の場合、実施機関は異議申立人より開示請求を受けるに当たり、公文書を特定する際に、上記回答文書のような公文書が存在することを示しておらず、かつこのような回答文書が、異議申立人の公文書開示請求の内容に合致するか否かも確認をしていなかった（本件の場合、異議申立人は、実施機関が作成した同和関係の一覧表が存在するはずであるとの思い込みが強かったため、実施機関が公文書を特定する際の対象公文書の範囲を狭めてしまったきらいがなくはない）。

- 9 しかし一般に公文書の開示請求者は、自己の知りたい情報に係る公文書が、どのような形で作成され、保有されているか知らない場合が多い。ところで条例は、その前文及び第1条において、県が保有する情報は、県民の共有財産であり、県民の「知る権利」を尊重することに併せ、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにすることで、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県

政を一層推進することを目的ととしている。この趣旨に鑑みれば、実施機関としては、開示請求者の知りたい情報の内容を確認するとともに、可能な限り開示請求者に対し、保有する公文書の内容について説明を行い、開示請求の趣旨に沿った公文書を特定し、その上で開示、非開示の判断を行うべきである。このような見地からすれば、本件の場合、実施機関が公文書の特定をするに当たり、開示請求者の知りたい情報内容の確認や、保有する公文書の内容についての必要な説明を行うことを欠いたものというべきである。

10 以上の理由により、当審査会は、実施機関が該当公文書が不存在であるとして、異議申立人の開示請求に対し非開示の決定を行ったことは相当でないと考えるので、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は、あらためて速やかに対象公文書を特定し、その開示の可否を決定することが相当である。

[答申に至る経過]

年 月 日	審査の経過
平成15年 1月27日	諮問（実施機関）
平成15年 2月18日	実施機関からの理由説明書を受理
平成15年 3月12日	異議申立人からの意見書を受理
平成15年 4月25日	審議
平成15年 5月26日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成15年 7月 9日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成15年 8月11日	審議
平成15年 9月 4日	審議
平成15年 9月16日	審議